

鹿屋市豚熱ワクチン接種事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市豚熱ワクチン接種事業補助金交付要綱（令和6年鹿屋市告示第171号）の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（交付申請）

第6条 補助対象者は、鹿屋市豚熱ワクチン接種事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）年間接種実績頭数を証する書類
- （2）豚熱ワクチン管理手数料を支出したことを証する書類
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市豚熱ワクチン接種事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

附則の次に次の2様式を加える。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

年度鹿屋市豚熱ワクチン接種事業補助金交付申請書

年度鹿屋市豚熱ワクチン接種事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市豚熱ワクチン接種事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

1 対象期間

年1月～ 年12月

2 年間接種実績頭数

頭

3 交付申請額

円

4 添付書類

- (1) 年間接種実績頭数を証する書類
- (2) 豚熱ワクチン管理手数料を支出したことを証する書類
- (3) その他市長が認める書類

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長



年度鹿屋市豚熱ワクチン接種事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度鹿屋市豚熱ワクチン接種事業補助金については、鹿屋市豚熱ワクチン接種事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付確定額

円

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。